

議案第 39 号

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上富田町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 9 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 6 月 9 日提出
上富田町長 奥 田 誠

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出する。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (案)

令和8年 6月 18日
条例第 16号

(上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

上富田町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上富田町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた上富田町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。